# 鳥取県森林環境保全税の あり方検討会(第1回)資料

# 第1回検討会における論点

### 論点1 森林環境保全税(県税)の効果・検証

ページ

論点1-1

森林環境保全税(県税)のこれまでの事業実施効果をどう考えるか。・・・・・・・・・ 4

### 論点2 森林環境税(国税)との関係

論点2-1

森林環境保全税(県税)と森林環境税(国税)の関係をどう考えるか。・・・・・・・・・・・ 29

### 論点3 森林環境保全税(県税)により取組むべき財政需要

論点3-1

森林環境保全税(県税)により取組むべき財政需要にはどのようなものがあるか。・・・ 43 森林環境保全税(県税)と森林環境税(国税)の使途をどう考えるか。 今後も森林環境保全税(県税)実施していく必要があるか。

# 第1回検討会以降のスケジュール

# 論点については、第1回の議論を踏まえて調整を行う予定です。

年度	R3					R4年度				
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
スケ				第2回			第3回			
ジュ	3/ <b>2</b> 8 第 1	<b>3</b>					検討結界 とりまと	め		
1			<del>-&gt;</del>	ı	•—	<del>&gt;</del> ックコメ	>			
ル		県政電子	・アンケ・	<u> </u>	ハノリ	ツクコメ	<b>✓</b>			

### 論点1-1

森林環境保全税(県税)のこれまでの事業実施効果をどう考えるか。

### 検討の視点

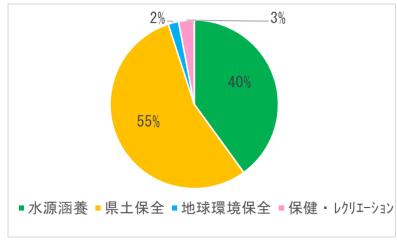
- 〇森林環境保全税(県税)の効果はどの程度あったか。 また、森林事業全体から見た時、森林環境保全税(県税)の効果はどの程度あった といえるか。
- ○第4期目の現状把握により指摘される問題点にはどのようなものがあるか。

### 森林の有する公益的機能について

- ○森林は、木材等の生産をはじめ、県土の保全、水源のかん養、二酸化炭素の吸収、 生物多様性の保全等、多面的機能を有しており、私達の生活に重要な役割を果た しています。
- ○本県の森林が持つ多面的機能の価値は、貨幣評価可能なものだけでも8,227億円 に相当すると評価されています。

### 【鳥取県の森林の評価額】

機能の	評価額	
	降水の貯留	1,137億円
水源涵養	水質の浄化	1,485億円
	洪水の防止	686億円
県土保全	表面浸食防止	3,689億円
宗上床主 	表面崩壊防止	866億円
地球環境保全	二酸化炭素吸収	127億円
地外垛况床主   	化石燃料代替	11億円
保健・レ	クリエーション	226億円
合	計	8,227億円



※日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び 森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月)を 参考として鳥取県分を試算したもの。

※写真出典:保安林のしおり平成31年版(発行:全国林業改良普及協会)



水源のかん養



県土の保全



レクリエーション

### ■なぜ間伐をしなくてはならないのか?

スギやヒノキなどの人工林は、樹木の成長に応じて抜き伐りを行い森林の密度を調節する「間伐」が重要です。間伐を行うことにより、

- ①残った樹木の成長や根の発達が促進され風雪害に強い森林をつくる
- ②林内に陽光が差し込むため、下層植生が繁茂して表土の流出を防ぐ
- ③多様な動植物の生息・育成が可能となり、種の多様性が向上する
- ④病害虫の発生が少なくなる などといった効果が期待できます。



### ■間伐が遅れると?

- 林の中に光が入らないため、下草が生えなくなり、雨水が表土を直撃し、土砂を洗い流します。
- このような森林は、土壌のスポンジのはたらきが低下し、水源のかん養機能が確保できなくなります。
- 樹木が混み合ったスギ・ヒノキの人工林は、成長や根の発達が阻害され、モヤシのように弱々しいものとな り、風雪害に対して弱い森林となります。
- 特に私たちの暮らしを守るために国や県によって指定された保安林においては、水源のかん養や山地災害の防 止機能が低下すれば、直接私たちの暮らしに影響することから、適切な施業による公益的機能の発揮が求めら れます。



### ■なぜ竹林の管理が必要なのか? (放置竹林の問題点)

竹林は、毎年たくさんのタケノコを出し、地下茎を四方に伸ばし面積を拡大します。人が手を加えることによ り、タケノコや竹材を資源として有効に活用することが出来ますが、放置された荒廃竹林では、保水能力や土壌 浸食防止能力の低下、隣接森林への侵入など、様々な問題が発生します。







### ■竹林が放置されると?

### ○保水能力(水源かん養機能)の低下

竹林は、地表30cm程度までに地下茎が集中することから斜面及び地下茎に沿った水の流れと なり、地中深くの水の浸透が少なくなるため、保水能力(水源かん養機能)が低下します。

○土壌浸食・土砂崩壊の防止能力(土砂流出・土砂崩壊防止機能)の低下 荒廃竹林では、地下茎が枯死し浅い根になる傾向があり、林床植生が少ないため、土壌浸食や 十砂崩壊の防止能力(十砂流出・十砂崩壊防止機能)が低下します。

### ○周辺森林の駆逐

竹林は、樹高成長や拡散速度が速く、森林に入り込むと樹木を圧迫することにより植栽された 木が枯れてしまうなどの被害が発生し、森林機能の低下を招きます。 これを放置すれば、広葉樹の里山やスギやヒノキなどの人工林の山が竹林に置き換わる可能性 があります。

### ○生物多様性の低下

放置された竹林は、竹が高密度に密生するため林内が暗くなり、下草が生えず他の樹種が育た ないため、植物相が単純になります。また、鳥が営巣したり採餌したりする空間も少なく、鳥 類・昆虫の種類や個体数の減少なども考えられます。





### 鳥取県の森林の現状について

- ○本県は、県土の総面積約35万haのうちの約26万haが森林であり、その割合**(森林率)は74%**と全国平均 を上回る緑豊かな森林県です。
- ○**森林の約55%は**、戦後の荒廃した森林の復旧、旺盛な木材需要に応えるため、人の手によって積極的に造成 された**スギ・ヒノキなどの人工林**で、そのうち**76%が12齢級以下の手入れが必要な人工林**です。

### 【鳥取県の森林面積】

(単位:千 ha)

区分	総面積	森林面積	森林率	民有人工林面積	人工林率
全国	37,798	24,802	66%	7,916	45%
鳥取県	351	259	74%	124	55%

資料:令和2年度「鳥取県林業統計」(令和元年版)

※県有林の面積は 1,021ha(人工林777ha、天然林244ha)

# 現行の森林環境保全税の制度

	項	目		鳥取県森林環境保全税(県税)														
課	税	主	体	鳥取県														
趣	旨	目	的	森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備及	び森林を守り育てる意識	機の醸成に資す	<b>る施策に要する</b>	費用に充てる。	•									
課	税	方	式	<b>県民税均等割 超過課税方式</b>														
納	税義	務	者	県民税均等割を納税する個人及び法人														
徴	収	主	体	個人県民税:市町村が徴収し、県に払込み 法	個人県民税:市町村が徴収し、県に払込み 法人県民税:県が徴収													
適	用	期	間	平成30年4月1日~令和5年3月31日(5年	間)													
					資本金等の額	標準税率	森林環境保全税率	計										
				[個人]年間500円	1 千万円以下	20,000円	1,000円	21,000円										
税			額	額	額	額	額	額	宛	宛	安百	かる しゅうしゅう	[法人]県民税均等割額の5%相当額	1 千万円超1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円	
176									(資本金に応じ、年間1,000円~40,000円)	1億円超10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円					
					10億円超50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円										
					5 0 億 円 超	800,000円	40,000円	840,000円										
税	約18億円/午(今和2年度)																	

### 現行の森林環境保全税の整理

- 〇地方税法では、標準税率が定められており、基本的にはこの標準税率により賦課徴収するが、「<u>財政上その他の必要がある場合</u>」に 標準税率を超えて賦課徴収が可能。(地方税法第1条第1項第5号)
- ○**財政上の必要性のみならず、一定の政策目的を達成するための手段**として、超過税率により賦課徴収を実施している。

### 〇個人県民税及び法人県民税均等割超過課税(上乗せ)方式

### 課税方式

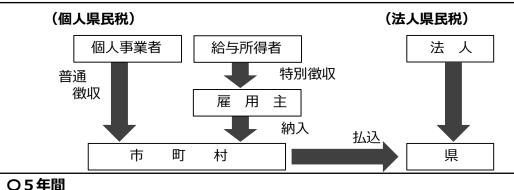
- ・森林の公益的機能(水源かん養、県土保全、空気の供給等)の恩恵は、県民全体が享受しているものであり、地域社会の会費的費用負担である県民税に上乗せす ることで、広く薄く負担を求めることが可能。
- ・森林の持つ機能の持続的発揮に係る中長期的施策展開への安定的な財源確保に加え、税負担により、県民の森林に対する理解や意識の醸成が可能。
- ・低所得者や生活保護受給者等は課税されないことから、一定の配慮が可能。

# 使途の明確化

### ①基金設置による使途の明確化

- ・県民税はその使途を特定されない普通税であるため、そのままでは森林環境保全税に相当する税収を通常の県民税と区別できないことから、使途の明確化を図る ため、基金を設置し積み立て、その上で毎年度必要となる額を基金から取り崩して事業に充当する。
- ②透明性の確保と効果の検証
- ・事業に県民の意見を反映するとともに、事業の実施過程の透明性を確保するため、事業内容の検討、事業実績や効果の評価検証等を行う。

徴収の流れ



#### \_\_\_\_

### 課税期間

- ・森林の保全及び森林を県民で守り育てる意識の醸成という政策目標を達成するものであるため一定期間を経た段階で効果を検証し、制度の見直しを行う。
- ・森林の保全のための施策は、その効果が現れるまである程度長い期間を要するが、事業の進捗状況や社会・経済情勢等の変化を踏まえて評価する必要があるため、 5年間が適当。

# 森林環境保全税の改正の経緯

区分	検討年度	内容
第1期	平成11年度~	・「鳥取県における地方税のあり方研究会」を設置。地方税の充実確保について幅広い視野で研究を実施
平成17年度	平成14年度	<ul><li>・6月「鳥取県水源かん養税(仮称)」の検討案を公表。上水道の使用に対して課税する案を提示</li><li>・アンケート、シンポジウムや意見交換会での意見等を参考に、具体的な税の仕組みを再検討</li></ul>
平成19年度	平成15年度	・6月「鳥取県水源かん養税(仮称)」の修正案を公表 上水道・工業用水道・簡易水道の使用に対して課税する案と、県民税均等割を上乗せする案を併記 修正案に対する意見等を参考に、具体的な税の仕組みをさらに検討
		・12月 「森林環境保全税」(鳥取県水源かん養税(仮称)の修正案)を公表。県民税への上乗せとする。
		・2月定例県議会において条例可決
		(内容)
		・森林環境保全税を導入(平成17~19年度の <mark>3年間</mark> )
		・税率(個人:年額 <mark>300円</mark> 、法人:均等割額の <mark>3%</mark> )
		・使途 【八一ド事業】 <b>緊急に公益的機能を維持・回復する必要がある森林を保全・整備するための事業</b> ・強度間伐、荒廃地の生育環境整備
		【ソフト事業 <b>】森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業</b> ・森林づくりへの参加を促す森林体験企画(とっとり県民参加の森づくり推進事業)

区分	検討年度	内容
第2期 平成20年度 ~ 平成24年度	平成19年度	・制度導入から3年経過する時点で事業の効果や制度の妥当性等を検討し、所要の見直しを実施。 (見直し方針) ・間伐等が遅れ、公益的機能が著しく低下している森林がまだ多く存在。保全税の継続は必要。 ・間伐の主要事業である造林事業をより一層促進し、全体として要間伐森林を解消していくことが肝要。 ・その中でも、県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている保安林において、保全税を活用し、造林事業等における所有者負担を軽減することにより、間伐や作業道の整備を加速させる。 ・近年、放置された荒廃竹林が増大し、生物多様性の低下、周辺森林の駆逐など環境面等に悪影響を及ぼしているため、新たに竹林対策を対象事業とする。 ・上記のとおり税収使途を充実させ、森林の公益的機能の保全を促進するために、税額を引上げる。 ・見直し案に対するパブリックコメント、意見交換会等による県民からの意見聴取 ・11月定例県議会において条例可決 (内容) ・適用期間延長(平成20~24年度の5年間) ・税率引き上げ(個人:年額300円→500円、法人:均等割額の3%→5%) ・使途の拡大・・・保安林の保全・整備(追加)、竹林の拡大防止と適正管理(追加) ※条例の使途規定に「県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林」を追加
平成21年度		・森林景観対策を追加、竹林対策を拡充(循環利用型皆伐・アクセス道開設を追加)
平成22年度	※税の使途として 認められる範囲	・モザイク林造成(小面積再造林)への上乗せ補助を追加
平成23年度	内で事業の拡充、 補助率等の変更 を実施。	・補助率等を変更(保安林の保全・整備、竹林対策 補助率90%→85%) (とっとり県民参加の森づくり推進事業 限度額100万円→80万円)
平成24年度		・普通林間伐への上乗せ補助を追加(補助率80%)、竹林対策の拡充(管理道開設を追加)

区分	検討年度	内容
第3期 平成25年度 ~ 平成29年度	平成24年度	<ul> <li>・見直し案に対するパブリックコメント、意見交換会等による県民・関係者からの意見聴取</li> <li>・9月定例県議会において条例可決 (内容)</li> <li>・適用期間延長(平成25~29年度の5年間)</li> <li>・税率は据置き</li> <li>・使途の一部拡充等</li> <li>・とっとり県民参加の森づくり推進事業に「地域・団体等が継続して行う森林の保全活動」を追加・補助率の変更(竹林対策 85%→80%、 普通林間伐 80%→75%)</li> </ul>
平成26年度		・竹林対策の拡充(伐採竹搬出支援を追加)
平成27年度		・竹林対策の拡充(林内破砕処理単価を追加)
第4期 平成30年度 ~ 令和4年度	平成29年度	<ul> <li>・見直し案に対するパブリックコメント、意見交換会等による県民・関係者からの意見聴取</li> <li>・11月定例県議会において条例可決 (内容)</li> <li>・適用期間延長(平成30~令和4年度の5年間)</li> <li>・税率・使途は据置き</li> <li>・附則で「森林環境の保全のため、国の新たな税制上の措置が講じられる場合においては、税率の特例のあり方について、必要な検討を行うものとする」」旨を規定</li> </ul>
令和3年度		・竹林対策の拡充(伐採竹積込単価を追加)

# 鳥取県税条例における保全税使途

# (森林環境保全税の使途)

第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する 費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1)緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林及び県民の生活を守るために特に 重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業
- (2)森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業



上記の1項の使途を箇条書きとすると以下の森林を対象としている。

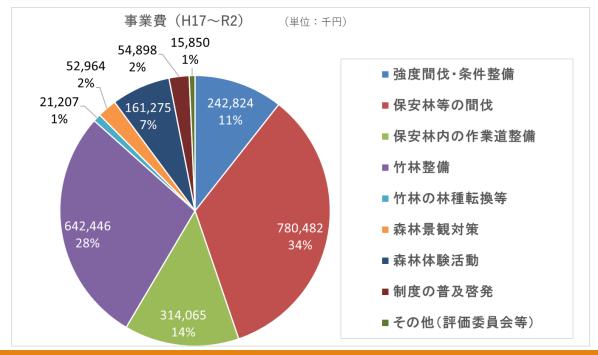
- (1)-①緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林
- (1)-②県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林

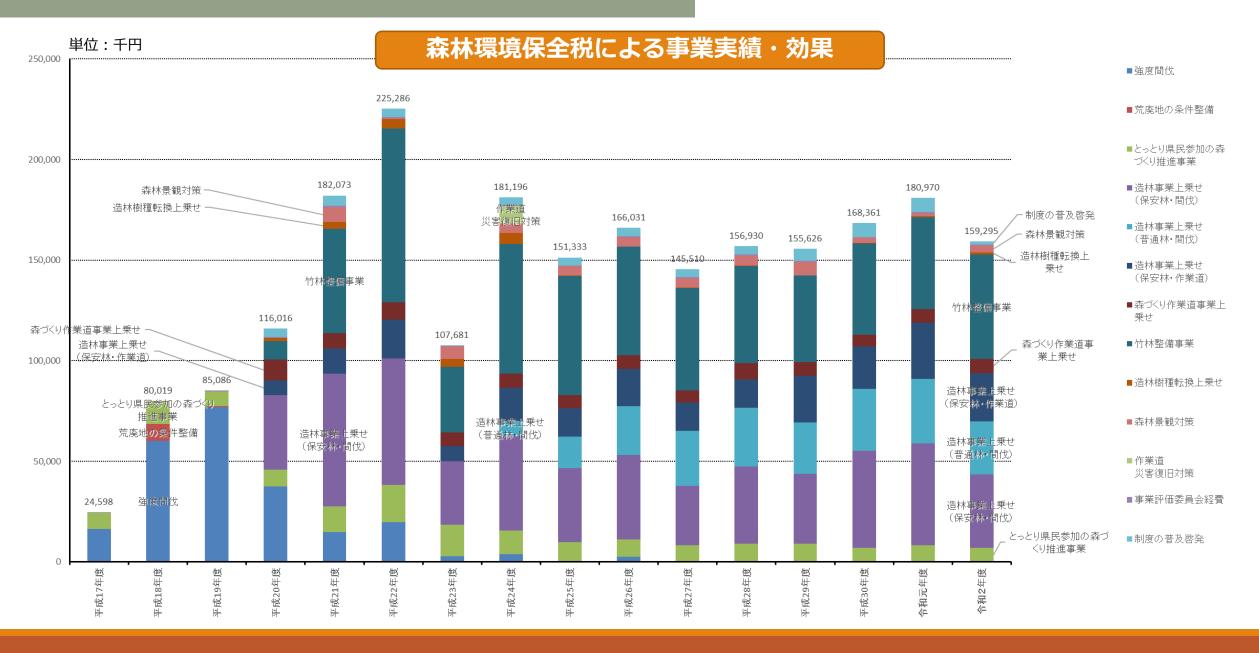
を保全し、又は整備するための事業

# 森林環境保全税の使途実績

豆八	は冷声響 ( ) のは並吾の体冷木はの区分	H17~R2の実績			
区分	使途事業( )-○は前頁の使途森林の区分	事業量	事業費		
公益的機能の発揮のための大	とっとり環境の森緊急整備事業(ハード) (1)-① 県が所有者に代わって行うスギ・ヒノキ人工林の強度間伐、荒廃地の 条件整備(針広混交林への誘導) 【事業主体】県 【補助率】—	1,058 ha	242,824 千円		
	保安林等の間伐への上乗せ補助 (1)-① 森林所有者が行う間伐に対する支援 【事業主体】森林所有者等 【補助率】保安林 8/10 (うち造林事業6.8/10) 普通林 7.5/10 (うち造林事業6.8/10)	14,798 ha	780,482 千円		
	保安林内の作業道整備への上乗せ補助 (1)-① 森林所有者が行う保安林内の作業道整備に対する支援 【事業主体】森林所有者等 【補 助 率】8/10(うち造林事業6.8/10) 8/10(うち森づくり作業道整備事業5/10)	889,689 m	314,065 千円		
	竹林整備事業 (1)-②竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹の搬出を支援【事業主体】森林所有者、市町村等【補 助 率】(1) 竹林の伐採、片付け、管理道・アクセス道開設:8/10(2) 伐採竹の搬出:定額(1,200円/m3又は1,000円/t)	228 ha	642,446 千円		
森林整備	竹林の林種転換及び保育(除伐)への上乗せ補助 (1)-① 竹林の伐採・植林、人工林への侵入地竹の駆除 【事業主体】森林所有者等 【補助率】8/10(うち造林事業6.8/10)	266 ha	21,207 千円		
	森林景観対策事業 (1)-② 市町村が行う国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等を 支援 【事業主体】市町村 【補助率】3/4	1,548 ha	52,964 千円		
	モザイク林造成への上乗せ (1)-① モザイク林造成のための小規模皆伐に係る再造林に対する支援 【事業主体】森林所有者等 【補助率】8/10(うち造林事業6.8/10)	-	-		

区分	使途事業	H17~R2の実績			
区刀	(文 <u>少</u> 学来	事業量	事業費		
守意森り識な	とっとり県民参加の森づくり推進事業(ソフト) 森林を守る意識を高めるための森林体験企画の実施 に対する支援 【事業主体】ボランティア団体等 【補助率】10/10	参加者数 77,621 人	161,275 千円		
林育の をて醸 る成	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知(各種 広報) 【事業主体】県 【補助率】—	新聞広告・フォー ラム等で広報	54,898 千円		





### 鳥取県森林環境保全基金の状況

(単位:円)

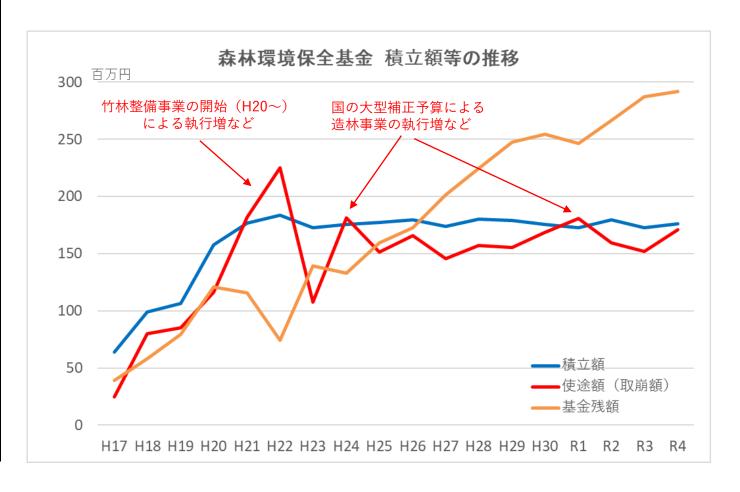
年度	積立額	使途額(取崩額)	基金残額
H17	63,891,858	24,597,922	39,293,936
H18	98,690,000	80,018,978	57,964,958
H19	106,618,000	85,085,895	79,497,063
H20	157,583,568	116,015,962	121,064,669
H21	176,804,648	182,072,098	115,797,219
H22	183,597,838	225,285,801	74,109,256
H23	172,619,175	107,680,558	139,047,873
H24	175,350,829	181,195,844	133,202,858
H25	177,501,833	151,333,552	159,371,139
H26	179,415,553	166,030,749	172,755,943
H27	173,990,787	145,510,751	201,235,979
H28	179,996,766	156,929,932	224,302,813
H29	178,766,918	155,623,501	247,446,230
H30	175,374,235	168,360,808	254,459,657
R1	172,855,117	180,970,223	246,344,551
R2	179,513,278	159,294,550	266,563,279
R3	172,849,000	152,087,000	287,325,279
R4	175,927,000	171,218,000	292,034,279
計 (~R2 実績)	2,552,570,403	2,286,007,124	
計 (~R4 見込)	2,901,346,403	2,609,312,124	

※R3、R4は、当初予算額に基づく見込額。

※H20以降の取崩額は、前年度から当年度へ繰り越した事業費分を含む。

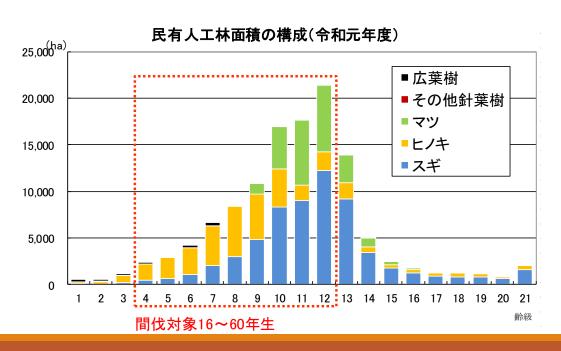
※H29~R1の運用益額等には、補助事業に係る返還金を含む。

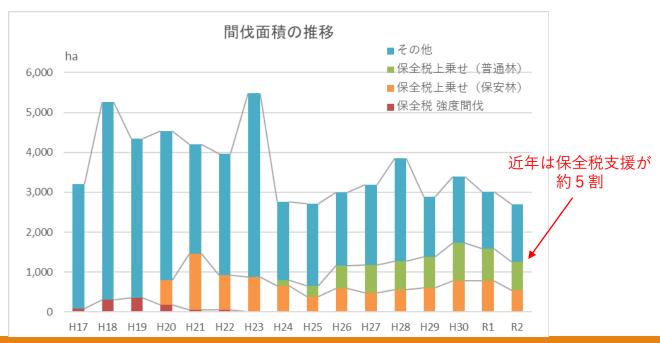
# 森林環境保全税の収支



### 森林環境保全税による事業実績・効果

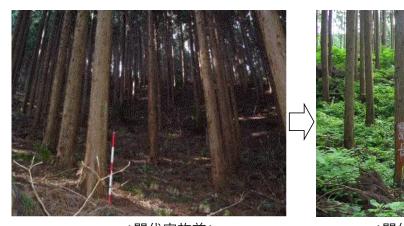
- ○スギやヒノキなどの人工林は年々成長し、その多くが、樹木の成長に応じて抜き伐りを行って本数を調節する「間伐」、また は全てを伐採する「皆伐」の時期を迎えています。
- ○間伐などの適切な手入れを行わなければ、樹木の健全な生育が困難となり、土砂の流出・崩壊や洪水の防止といった県土の保 全機能、水源のかん養機能などの森林の持つ公益的機能が失われることが懸念されます。
- ○本県では、間伐時期を迎えているスギ・ヒノキの人工林が約70千haあり、近年は年3,000~4,000haの間伐が実施されています。森林環境保全税による**間伐**はその約**5割**を占めており、間伐の推進に貢献してきました。





### 森林環境保全税による事業実績・効果

○近年、年間250~300kmが開設されている森林作業道等についても、森林環境保全税によるものが約3割を 占めており、保安林の適正な間伐の推進に貢献しています。



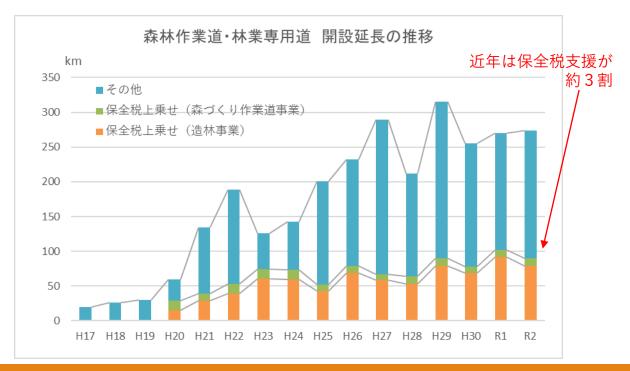
<間伐実施前>



<間伐実施後>



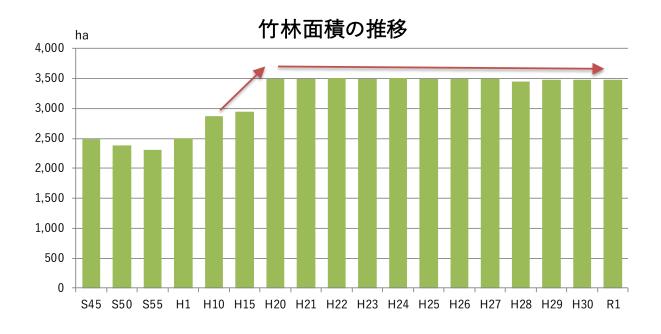
<作業道を利用した搬出間伐>



### 森林環境保全税による事業実績・効果

### ■県内の竹林の状況

- ○平成15年度から20年度にかけて急速に拡大した竹林は、保水能力や土壌浸食・土砂崩壊防止機能の低下、 周辺森林の駆逐など、生活面や環境面等に悪影響を及ぼしています。
- ○森林環境保全税による竹林整備が始まった平成20年度以降は約3,500ha(民有林の1.5%)で推移しており、 拡大は止まっています。



### 【参考】鳥取県税条例(平成13年3月28日条例第10号)(一部抜粋)

#### 第7款 森林環境保全税

#### (森林環境保全税の趣旨)

第53条の18 すべての県民が享受している水源かん養、県土の保全等の森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させる必要があることにかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として森林環境保全税を課する。

2 森林環境保全税は、次条の規定により個人の均等割の税率に加算し、及び第53条の20の規定により法人の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

#### (個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 平成20年度から令和4年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。

#### (法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法人の区分	加算額
(1) 第41条の表の(1)の項に掲げる法人	1,000円
(2) 第41条の表の(2)の項に掲げる法人	2,500円
(3) 第41条の表の(3)の項に掲げる法人	6,500円
(4) 第41条の表の(4)の項に掲げる法人	27,000円
(5) 第41条の表の(5)の項に掲げる法人	40,000円

#### (森林環境保全税の使途)

第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林及び県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業
- (2) 森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業

### 附 則

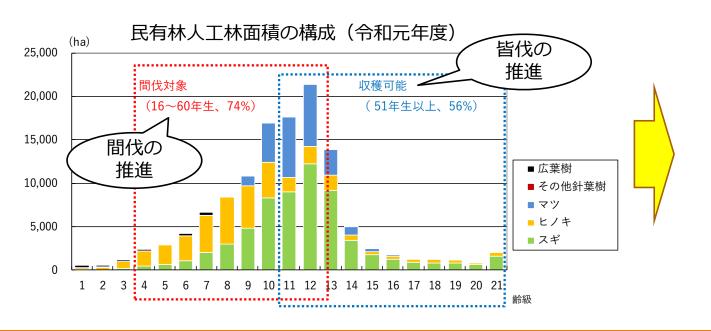
### (国の税制改正に伴う検討)

第18条 森林環境の保全のため、国の新たな税制上の措置が講じられる場合においては、第53条の19及び第53条の20の規定による税率の特例のあり方について、必要な検討を行うものとする。

# 鳥取県の森林の現状と問題点

### 間伐の遅れと高齢級化が課題となっている

- ○現在の齢級構成は、主伐期(収穫期)に達してきており、いよいよこれから皆伐再造林を進めていく時期に来た。
- ○一方で、適切な時期に間伐ができていない森林がまだ多くあることが並行した課題。
- ○施業の奥地化により、傾斜が急であったり、路網が未整備なこと等から経済的負担が大きく、間伐の推進にブレー キがかかりつつある。
- ○森林環境保全や木材生産のためには間伐は必要な施業であり、保安林(48%)・普通林(52%)の区別無く整備しなければ、森林の公益的機能は発揮できない。





# 森林吸収源対策としての間伐の重要性について

Q10 間伐をすると吸収量が増加するのですか

### A10

独立行政法人森林総合研究所で行われた研究によると、過去に間伐された森林とまったく間伐しなかった森林を同じ林齢で比較した場合、間伐した森林では、林内に残ってさらに成長を続けた樹木と間伐された樹木を合わせた森林バイオマス(幹、枝葉、根の合計重量)が、間伐しなかった森林の樹木の森林バイオマスより多い傾向があったとの報告があります。このことから、最終的な吸収量は間伐をして間伐材を生産した方がより大きくなると考えられます。

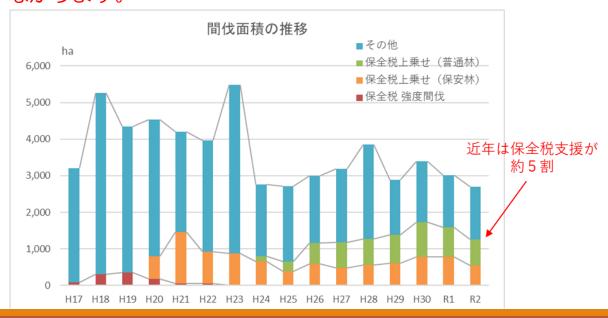
【林野庁ホームページから抜粋】

森林吸収源対策を進めるには 保安林・普通林の区別なく 整備することが必要!

### Q11 吸収源対策として森林整備がなぜ重要なのですか

### A11

京都議定書のルールでは、育成林では<u>適正に手入れされている森林の吸収量だけが削減目標の達成に利用することが認められています。</u>育成林を健全に保つためには、適時適切に間伐等の森林整備を行うことが必要です。育成林を保全するために森林整備を推進することが、吸収源対策につながります。



### 国庫補助金対象事業

### 間伐促進に係る国庫補助事業における保全税の嵩上げ率

上記事業内容の赤字アンダーラインの作業種に対し保全税の嵩上げをしています。

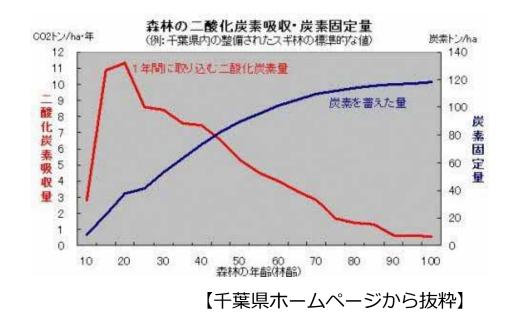
	事業名	目的	事業内容※1	事業主体	国費 (査定係数)※2	県費		実質	補助率		
森林環境保全整備事	森林環境保全	面的なまとまりを もって行う間伐や これと一体となっ た森林作業道の開 設	<ul><li>備、鳥獣害防止施設等整備等</li><li>○間伐については、原則として、森林経営計画を作成していること、5</li><li>ha以上の集約化をしていること、</li><li>10m3/ha以上の搬出をすることなど</li></ul>	地方公共団体 森林組合等 森林所有者 森林経営計画策定者※3 民間事業者※4等	3/10 (森林経営計画等に基 づく場合:170 伐採造林届出書に基 づく人工造林等:90)	1/10 (国と同様)	間伐の推進 森林作業道整備 (保安林内) 竹林林種転換	国 51 51 51	県 17 17 17	保全税 12/7 12 12	単位:% 計 80/75 80 80
業			が必要。				間伐の保全税補助率は	は 保安林/	普通林 の補	助率を指しま	す。

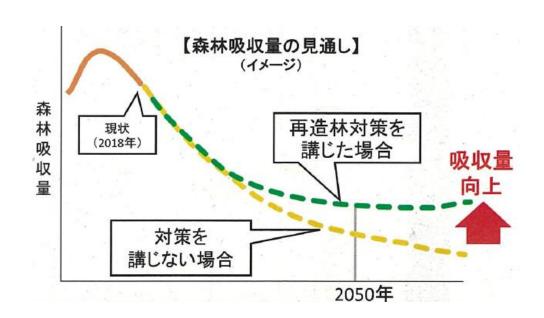
- ※1 事業内容には、それぞれ林齢制限などがあります。
- ※2 造林関係事業の補助金額は、「標準単価×実施面積×補助率×査定係数/100| により算出します。
- 標準単価は国が定める作業工程を基に、地域の樹種・平均径級等に応じて、都道府県が定める1haの作業に要する経費です
- ※3 森林経営計画の認定を受けた者を指します。
- ※4 森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業体を指します。
- ・上記以外に間伐を促進するため、保全税で嵩上げ支援を行っている国庫補助事業はない。
- ・その他の森林環境保全税(県税)に係る事業(竹林対策、県民参加の森林づくり事業等)に係る国庫補助制度は無い。

# 【参考】森林の若返り(皆伐再造林)の重要性について

森林は林齢が若いほど二酸化炭素の吸収量が高く25年生頃が1年間に取り込む量のピークとなり、徐々に吸収量が下がっていき、70年生以降はあまり吸収されなくなります。

そのため、二酸化炭素の吸収量を回復させるためには、森林の若返りが必要となります。





# 【参考】皆伐再造林にかかる支援について

本県では皆伐再造林を促進するため、伐採後の植栽とその後の保育(下刈等)について以下の支援を行っています。

○植栽:90%+21万円/ha 上記補助+単県上乗せ(一般財源)18%+森林づくり基金21万円/ha

○保育:90% 造林補助金+単県上乗せ18%

